

被保険者の方の生活習慣病予防健診

35歳以上75歳未満の方が受診できます。

〔なお、40歳から74歳までの方は生活習慣病予防健診を受診をすると、特定健康診査を受診したことになり、メタボリックシンドローム予備軍と判定された方は、特定保健指導を受けることができます。〕

健診の種類と主な検査項目	受けられる方	本人の費用負担
一般健診 (特定健康診査項目を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ●問診・触診・身体計測(腹囲など)●視力・聴力測定 ●血圧測定●尿検査●便潜血反応検査●血液一般検査●血糖検査●尿酸検査●血液脂質検査●肝機能検査●胸部レントゲン検査●胃部レントゲン検査 ●心電図検査など (注)胃部レントゲン検査に代えて、胃内視鏡検査を実施する場合があります。	①35歳以上75歳未満の被保険者の方 S19.4.2～S59.4.1に生まれた方 ※S18.4.2～S19.4.1に生まれた方は、75歳の誕生日の前日まで受診できます。	健診費用総額の38% (最高7,038円)を負担 [健診費用総額の上限 18,522円]
●眼底検査 ・医師から追加検査が必要と告げられた場合に受診して下さい。 ・眼底検査の費用は、一般健診の費用に併せて窓口で支払うこととなります。		眼底検査費用の10% (最高78円)を負担 [健診費用の上限777円]
付加健診 (一般健診と併せて受診出来ます。) <ul style="list-style-type: none"> ●尿沈渣顕微鏡検査●血液学的検査(血小板数、末梢血液像)●生化学的検査(総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH)●眼底検査 ●肺機能検査●腹部超音波検査 	一般健診を受診する方で ①40歳の被保険者の方 S53.4.2～S54.4.1に生まれた方 ②50歳の被保険者の方 S43.4.2～S44.4.1に生まれた方	健診費用総額の50% (最高4,714円)を負担 [健診費用総額の上限 9,428円]
乳がん検診 (一般健診と併せて受診出来ます。) <ul style="list-style-type: none"> ●問診・視診・触診●乳房エックス線検査 	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の被保険者で受診を希望する方 40歳 S53.4.2～S54.4.1に生まれた方 42歳 S51.4.2～S52.4.1に生まれた方 44歳 S49.4.2～S50.4.1に生まれた方 …等 40歳以上2歳刻み	健診費用総額の30% 50歳以上:最高1,066円 40～48歳:最高1,655円 を負担 [健診費用総額の上限 50歳以上:3,553円 40～48歳:5,518円] ※上記の額は、乳がん・子宮がん検診のセットの金額です。
※健診機関によっては、一般健診とは別の医療機関での検診となることがあります。	40～48歳の方と50歳以上の方で費用負担額が異なります。	
子宮がん検診 (単独受診も可能です。) <ul style="list-style-type: none"> ●問診●細胞診 	20歳～38歳の偶数年齢の女性の被保険者で受診を希望する方 20歳 H10.4.2～H11.4.1に生まれた方 22歳 H8.4.2～H9.4.1に生まれた方 …等 20歳以上2歳刻み	健診費用総額の30% (最高1,020円)を負担 [健診費用総額の上限 3,400円]
	36歳、38歳の方で一般健診を受けられる方は、一般健診と併せて受診することもできます。	
肝炎ウイルス検査 <ul style="list-style-type: none"> ●HCV抗体検査●HBs抗原検査 	①一般健診を受診する方 ②一般健診においてGPT値が36以上であった方	健診費用総額の30% (最高612円)を負担 [健診費用総額の上限 2,041円]
ご注意! プライバシーに配慮して、本人自身が健診実施機関に直接申し込めます。	(但し、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除く)	